

(平成27年2月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から同年 6 月まで

私は、昭和 49 年 1 月に国民年金に任意加入し、51 年 6 月に国外へ転出するまでは国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料を納付したことが確認できる領収証書を所持している。

しかし、年金事務所の記録では、私は昭和 51 年 3 月 1 日に任意加入をやめ、申立期間の保険料は還付されたことになっている。私は、3 月に任意加入をやめる申出をしたことはなく、勤務したこともないので、申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人に係る国民年金被保険者台帳によれば、申立人の任意加入被保険者の資格喪失日は昭和 51 年 3 月 1 日とされ、申立期間の国民年金保険料の還付決議が行われているが、i) 申立人が所持する領収証書によれば、申立人は当該資格喪失日以降に申立期間の保険料を 2 回に分けて納付していること、ii) オンライン記録の氏名検索による調査では、申立人が申立期間中に被用者年金に加入した記録は確認できず、申立人は当該期間中に勤務したことはないと述べていることからみて、申立人は資格喪失の申出を行っておらず、被用者年金にも加入していないと考えるのが自然である。

また、申立人が所持する旅券によれば、申立人は昭和 51 年 6 月 30 日に出国しており、国民年金の被保険者は日本国内に住所を有しなくなったときはその翌日に被保険者資格を喪失することから、申立人の被保険者資格の喪失日は同年 7 月 1 日であり、申立期間は国民年金の被保険者期間であると認められ、申立期間の保険料の還付決議は誤りであると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 61 年 1 月から 63 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 6 月から平成 4 年 12 月まで

私は、昭和 59 年 1 月に転居してから国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和59年1月頃に払い出されたと推認でき、オンライン記録では、当該記号番号が払い出された同年1月の国民年金保険料は納付済みと記録されており、当該期間直後の同年4月から60年7月までの保険料は、現年度納付されていることが確認できることから、申立人が、2か月と短期間である当該期間の保険料についても納付したとみるのが自然である。

一方、申立期間②については、オンライン記録では、申立人は、厚生年金保険加入に伴い、国民年金被保険者資格を昭和 60 年 8 月に喪失しているところ、平成元年 1 月 26 日に申立期間②に係る昭和 60 年 12 月 28 日の被保険者資格の取得記録を追加する事務処理が行われていることが確認できることから、当該処理日までは、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であった上、当該処理日時点では、当該期間のうち、61 年 10 月から 63 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は保険料を定期的に納付したとし、遡って納付したとの主張は無い。

申立期間③については、申立人は、当該期間の保険料は居住していた区内の金融機関で毎月納付していたと述べているものの、申立人は昭和59年1月から現在まで転居は無

く、金融機関及び行政機関が同じ被保険者に対して、55か月分の保険料収納事務処理を誤り続けたとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年7月1日から同年9月1日まで

A社（現在は、B社）が加入するC厚生年金基金が、同厚生年金基金と日本年金機構の年金記録を照合したところ、申立期間の標準報酬月額が相違していることが判明した。必要書類を提出するので、年金記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された平成21年4月から同年8月までの給与明細に関する資料により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東東京国民年金 事案 14086 (事案 3666、13494 及び 13885 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から51年4月までの期間及び同年7月から54年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月から51年4月まで
② 昭和51年7月から54年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したので、これまでに3度申立てを行ったが年金記録の訂正は認められなかった。

申立期間①当時に居住していたA市(現在は、B市)では、当時は金融機関で保険料を納付することはできない旨第三者委員会から説明を受けているが、私は、申立期間①の保険料を金融機関で納付しており、今回、申立期間①当時に金融機関で保険料の収納業務が行われていたことを示す資料を提出する。また、私の記憶は当時の制度等と一致するので申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和56年10月時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないこと、ii) 申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認C地方第三者委員会(当時)及び年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づき、平成21年3月18日付け、24年10月11日付け及び26年1月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から「D社 その役割と政策」等の資料が提出されているが、当該資料は年金記録の訂正につながる新たな資料とは認められず、そのほかに年金記録確認C地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、平成5年9月15日発行のA市の市報には、国民年金保険料の納付について、「金融機関の窓口納付を平成5年4月から取扱いをしております。」と記載されている。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から49年3月まで

私は、昭和44年11月頃に、区役所から国民年金の加入のお知らせが来たので、国民年金の加入手続を行い、区役所から送付された納付書を使用して、金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年11月頃に国民年金の加入手続を行い、区役所から送付された納付書を使用して、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日（49年6月10日）及び国民年金手帳の発行年月日（同年5月21日）から49年5月頃に払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 1 月頃に母から勧められて区役所で国民年金の加入手続を行ったときに、遡って 2 年分の国民年金保険料を納付することができると聞いたので、2、3 日以内に再度区役所へ行き、区の窓口で約 17 万円の申立期間の保険料を一括で納付した。その際に領収証書は交付されず、代わりに年金手帳を渡された。その後、時期ははっきりと覚えていないが、母から私の申立期間の保険料の領収証書を渡されて、私と母とで保険料を二重に払っていた事実を知った。申立期間の保険料を重複して納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 1 月頃に区役所の窓口で、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと述べているが、同年 1 月時点では、申立期間のうち 57 年 10 月から 59 年 3 月までの期間の保険料は過年度保険料となり、国庫金の扱いとなるため、区役所の窓口で納付することはできない。

また、申立人は、保険料を納付したが領収証書は交付されず、代わりに年金手帳を受領したと説明しているが、年金手帳は国民年金の加入手続が行われたことにより交付されるものであり、申立人が保険料を納付したとする区において保険料の納付方法が納付書方式になった昭和 44 年 4 月以降は、保険料を納付した場合には領収証書が交付される。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から57年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から57年10月まで
私は、昭和53年2月頃に国民年金の加入手続を行い、60歳になるまで妻が私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年2月頃に国民年金の加入手続を行い、60歳になるまで申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたと述べている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人は、昭和53年8月に厚生年金保険に任意継続加入したことにより、国民年金の被保険者資格を喪失しており、その後、厚生年金保険の受給資格を満たしたことにより、55年11月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、同年11月に国民年金の任意加入手続を行う必要があるところ、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄及びオンライン記録によれば、57年11月に任意加入手続を行っており、申立人が申立期間において国民年金の被保険者資格を取得したことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

なお、申立人から提出された昭和54年分から59年分までの確定申告書（控）には国民年金保険料の控除額が記載されているが、申立人の上記厚生年金保険の任意継続加入期間（53年8月から55年10月）及び申立期間を含む54年分から57年分には、各年に一人分の保険料額に相当する控除額が記載されており、オンライン記録によれば、妻は当該年の保険料を納付している。一方、58年分及び59年分には、各年に二人分の保険料額に相当する控除額が記載されており、オンライン記録によれば、申立人及びその妻は当該年の保険料を納付している。これらのことから、当該確定申告書（控）には申

立人の申立期間の国民年金保険料の控除額は記載されていないものと考えられる。

そのほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月、同年 3 月及び 59 年 7 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 2 月に退職し、同年 2 月頃に厚生年金保険から国民年金への切替手続を市役所で行い、国民年金保険料を納付した。同じく昭和 59 年 7 月に退職した後も同年 7 月頃に切替手続を市役所で行い、保険料を納付した。申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については昭和 58 年 2 月頃に、申立期間②については 59 年 7 月頃に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと述べているが、オンライン記録では、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、申立期間①及び②において申立人が国民年金の被保険者資格を取得したことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

なお、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には資格取得日が申立期間②中の「昭和 60 年 4 月 1 日」と記載されているが、i) 当該資格取得日の被保険者の種別欄には「1号」の印が押されており、当該種別は 61 年 4 月 1 日に導入された国民年金の第 1 号被保険者を示すものであること、ii) その種別欄には「1号」の表示のほかに 61 年 3 月 31 日以前の被保険者種別であった強制加入被保険者を示す「強」にも丸印がされているが、申立人の夫は、48 年 4 月以降は厚生年金保険の被保険者であるため、制度上、申立人は強制加入被保険者とはならないことからみて、資格取得日は「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されるべきところを誤って「昭和 60 年 4 月 1 日」と記載されたものと推察される。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの期間、12年4月から19年6月までの期間及び21年7月から23年6月までの期間の国民年金保険料については免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から11年3月まで
② 平成12年4月から18年6月まで
③ 平成18年7月から19年6月まで
④ 平成21年7月から22年6月まで
⑤ 平成22年7月から23年6月まで

私は、平成4年8月に会社を退職した後は無職となり、国民年金保険料を納付することが困難であったため、保険料の免除申請を毎年行い、承認されていたはずである。

また、17年4月からアルバイトとして働き始めたが、保険料納付が困難な状況は変わらなかったため、免除申請を毎年行い、所得に応じて承認されていたはずである。

申立期間①及び②は全額免除期間、③は4分の3免除期間、④は4分の1免除期間、⑤は半額免除期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が平成4年3月から居住しているA区を管轄するB年金事務所は、平成19年度以降の国民年金保険料の免除申請書を保管しており、申立人については、免除が承認されている年度分の免除申請書は保管されているが、申立期間④及び⑤に該当する年度分の免除申請書は保管されていない旨回答しており、この保管状況から判断すれば、申立期間④及び⑤はもとより、申立期間①、②及び③についても免除申請手続が行われたことが確からしいとの心証を得ることができない。

また、申立期間は合計で123か月であり、行政機関が同じ被保険者に対して、これだけの長期間にわたり事務処理を誤ったとも考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料の免除申請を行っていたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月から51年12月まで

私は、昭和54年2月に区役所で国民年金の加入手続を行った際に、職員から申立期間の国民年金保険料を特例納付制度により納付することができると聞いたので、同年3月に最初の4か月分として1万6,000円を納付し、残りは特例納付実施期間内に3回に分けて金融機関の窓口で納付した。納付するときは、金融機関に備え置いてあった入金票に自身の国民年金番号や納入金額を記入し、それに現金を添えて窓口に出した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、金融機関に備え置いてあった入金票を使用して申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているが、保険料は、金融機関の入金票ではなく、市区町村又は社会保険事務所（当時）が発行する納付書を使用して納付することとされており、申立人の説明する方法では保険料を納付することはできない。

そのほか、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月

私は、平成12年4月末で会社を退職し、すぐに別の会社に就職した際、夫婦二人分の年金手帳を再就職先の会社に提出し、その会社が国民年金に関する全ての手続を行ってくれた。その後国民年金の納付書が自宅に届いたことから、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を妻の母に渡し、その母が市役所で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻の母が平成12年中に市役所で申立人夫婦の国民年金保険料を納付したと述べている。申立人が主張するとおりであれば、申立期間の保険料を現年度納付したことになるが、妻の母からは聴取することが困難であるため、保険料の納付状況が不明である上、オンライン記録では、14年2月6日に過年度納付書が発行されていることが確認できることから、申立人夫婦の主張からは、当該過年度納付書で納付したとする状況もみられないことから、申立期間の保険料を納付したとする確からしさがうかがえない。

そのほか、申立人の妻の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月

私の夫は、平成12年4月末で会社を退職し、すぐに別の会社に就職した際、夫婦二人分の年金手帳を再就職先の会社に提出し、その会社が国民年金に関する全ての手続を行ってくれた。その後国民年金の納付書が自宅に届いたことから、私が夫婦二人分の国民年金保険料を母に渡し、母が市役所で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立人の母が平成12年中に市役所で申立人夫婦の国民年金保険料を納付したと述べている。申立人の夫が主張するとおりであれば、申立期間の保険料を現年度納付したことになるが、申立人の母からは聴取することが困難であるため、保険料の納付状況が不明である上、オンライン記録では、14年2月6日に過年度納付書が発行されていることが確認できる。ところ、申立人夫婦の主張からは、当該過年度納付書で納付したとする状況もみられないことから、申立期間の保険料を納付したとする確からしさがうかがえない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年10月27日から同年11月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、職務遂行について上司との意見の相違等があったことを契機に、同社から退職勧奨を受けていた期間であるが、退職勧奨を拒否したところ、平成23年10月26日付けで同社を休職期間満了により自然退社したと告知された。その後、同年11月4日付けで自己都合退職をすることで同社との和解が成立したことから、同社は年金事務所に同年11月5日を資格喪失日とする事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当初、平成23年10月27日と記録されていたところ、申立人と同社との間で、退職日を同年11月4日にする内容とする労使間の和解が、26年3月24日付けで成立したことから、同社が年金事務所に申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を23年11月5日に変更したい旨の訂正届を提出したが、年金事務所は、既に保険料納付の時効期間である2年が経過したとして、申立期間を、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間として記録している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律によれば、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除しながら、年金事務所に納付したことが明らかでない場合には、記録の訂正及び保険給付が行われるところ、申立人から提出のあった和解契約書では、A社が、和解成立後、退職日の補正手続によって生じる新たに負担すべき厚生年金保険料等について全額負担する旨明記されており、同社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていると判断することは困難

である。

また、当該和解が成立した平成26年3月24日には、前述のとおり、既に時効により申立期間の厚生年金保険料を納付することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月25日
年金事務所からのお知らせにより、A社における申立期間の賞与の記録が漏れていることを知ったので、年金記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成21年7月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の閉鎖事項全部証明書によると、23年9月*日付けで清算が終了し、閉鎖となった旨登記されていることが確認でき、申立人の申立期間における賞与支払及び保険料控除の事実について確認することができない。

また、A社の元代表清算人から提出された関連資料（会計・人事システムからの抽出データ及び金融機関への伝送データ等から作成したとする資料）によると、申立人が、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除された事実については認められない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間における賞与支払届が提出されていない旨回答しているところ、同健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳には、申立期間の賞与の記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日

年金事務所からのお知らせにより、A社における申立期間の賞与の記録が漏れていることを知ったので、年金記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成21年7月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の閉鎖事項全部証明書によると、23年9月*日付けで清算が終了し、閉鎖となった旨登記されていることが確認でき、申立人の申立期間における賞与支払及び保険料控除の事実について確認することができない。

また、A社の元代表清算人から提出された関連資料（会計・人事システムからの抽出データ及び金融機関への伝送データ等から作成したとする資料）によると、申立人が、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除された事実については認められない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間における賞与支払届が提出されていない旨回答しているところ、同健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳には、申立期間の賞与の記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月25日
② 平成16年8月25日

A社に勤務していた申立期間において、年金事務所から年金記録に反映されていない賞与の支払があった可能性があるとの通知を受けたので、年金記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の閉鎖事項全部証明書によると、23 年 9 月 * 日付けで清算が終了し、閉鎖となった旨登記されていることが確認でき、申立人の申立期間における賞与支払及び保険料控除の事実について確認することができない。

また、A社の元代表清算人から提出された関連資料（会計・人事システムからの抽出データ及び金融機関への伝送データ等から作成したとする資料）によると、申立人が、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除された事実については認められない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間における賞与支払届が提出されていない旨回答しているところ、同健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳には、申立期間の賞与の記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月25日
② 平成16年8月25日

A社に勤務していた申立期間において、年金事務所から年金記録に反映されていない賞与の支払があった可能性があるとの通知を受けたので、年金記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成21年7月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の閉鎖事項全部証明書によると、23年9月*日付けで清算が終了し、閉鎖となった旨登記されていることが確認でき、申立人の申立期間における賞与支払及び保険料控除の事実について確認することができない。

また、A社の元代表清算人から提出された関連資料（会計・人事システムからの抽出データ及び金融機関への伝送データ等から作成したとする資料）によると、申立人が、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除された事実については認められない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間における賞与支払届が提出されていない旨回答しているところ、同健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳には、申立期間の賞与の記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日

年金事務所からのお知らせにより、A社における申立期間の賞与の記録が漏れていることを知ったので、年金記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の閉鎖事項全部証明書によると、23 年 9 月 * 日付けで清算が終了し、閉鎖となった旨登記されていることが確認でき、申立人の申立期間における賞与支払及び保険料控除の事実について確認することができない。

また、A社の元代表清算人から提出された関連資料（会計・人事システムからの抽出データ及び金融機関への伝送データ等から作成したとする資料）によると、申立人が、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除された事実については認められない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間における賞与支払届が提出されていない旨回答しているところ、同健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳には、申立期間の賞与の記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月25日
② 平成16年8月25日

A社に勤務していた申立期間において、年金事務所から年金記録に反映されていない賞与の支払があった可能性があるとの通知を受けたので、年金記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の閉鎖事項全部証明書によると、23 年 9 月 * 日付けで清算が終了し、閉鎖となった旨登記されていることが確認でき、申立人の申立期間における賞与支払及び保険料控除の事実について確認することができない。

また、A社の元代表清算人から提出された関連資料（会計・人事システムからの抽出データ及び金融機関への伝送データ等から作成したとする資料）によると、申立人が、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除された事実については認められない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間における賞与支払届が提出されていない旨回答しているところ、同健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳には、申立期間の賞与の記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月25日
年金事務所からのお知らせにより、A社における申立期間の賞与の記録が漏れていることを知ったので、年金記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の閉鎖事項全部証明書によると、23 年 9 月 * 日付けで清算が終了し、閉鎖となった旨登記されていることが確認でき、申立人の申立期間における賞与支払及び保険料控除の事実について確認することができない。

また、A社の元代表清算人から提出された関連資料（会計・人事システムからの抽出データ及び金融機関への伝送データ等から作成したとする資料）によると、申立人が、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除された事実については認められない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間における賞与支払届が提出されていない旨回答しているところ、同健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳には、申立期間の賞与の記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から同年6月まで

申立期間は、A事業所（現在は、B社）C支店から同事業所D支店に転勤となった時期だが、厚生年金基金の記録及び年金事務所で確認した同事業所C支店に係る事業所別被保険者名簿では、昭和48年3月1日の随時改定において標準報酬月額が13万4,000円と記録されているにもかかわらず、同年3月23日の同事業所D支店における国の記録が12万6,000円に減額されているのは納得できない。

給与明細書等は保管していないが、A事業所D支店には初めて役付（E職）となって転勤したので標準報酬月額を減額されることは考えられないため、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が昭和44年5月1日に加入したF厚生年金基金（現在は、G企業年金基金）から提出された申立人に係る異動記録情報照会リストによれば、申立期間における標準給与は、同事業所D支店に係る厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額と一致しており、当該記録はオンライン記録とも一致していることが確認できる上、B社は、厚生年金保険等の届出については、金融機関として、法令通りの届出を行っていたと推定される旨回答している。

また、B社は、申立人の人事記録及び賃金台帳については保管していない旨回答しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「転勤先の支店では、受入者の情報は全く無いので、転勤元の支店から送られてきた標準報酬月額をそのまま日本年金機構（旧社会保険庁）へ届け出る仕組みとなっていることを確認した。したがって転勤先の支店が転勤元の支店と異なる標準報酬月額で届け出ることにはあり得ないことも確認した。」と述べており、転勤先の

事業所で標準報酬月額が下がる要因は全く無かったとの主旨の主張をしている。

しかしながら、B社は、A事業所における標準報酬月額の算定の基礎となる報酬月額のうち、残業手当の見込額及び通勤手当などは、転勤先の事業所で新たに算定すべきものであり、転勤元の事業所の標準報酬月額を、そのまま転勤先の事業所が社会保険事務所（当時）に届け出することは考え難く、転勤先の事業所が前述の手当などを加味して新たに報酬月額を届け出る旨回答していることから、転勤先の事業所の標準報酬月額が転勤元の事業所の標準報酬月額より低くなることもあり得ると考えられる。

なお、申立人の標準報酬月額は、A事業所C支店に勤務中の昭和48年3月1日の随時改定により13万4,000円となっているが、同事業所D支店への異動により、同年3月23日付けで同事業所C支店における被保険者資格を喪失していることから「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」との厚生年金保険法第19条の規定により、この13万4,000円の標準報酬月額は、同年3月の標準報酬月額には反映されず、申立人の同年3月の標準報酬月額は、同事業所D支店において同年3月23日付けで新たに被保険者資格を取得した時点における標準報酬月額の12万6,000円となる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月25日
A社に勤務していた申立期間において、年金事務所から年金記録に反映されていない賞与の支払があった可能性があるとの通知を受けたので、年金記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の閉鎖事項全部証明書によると、23 年 9 月 * 日付けで清算が終了し、閉鎖となった旨登記されていることが確認でき、申立人の申立期間における賞与支払及び保険料控除の事実について確認することができない。

また、A社の元代表清算人から提出された関連資料（会計・人事システムからの抽出データ及び金融機関への伝送データ等から作成したとする資料）によると、申立人が、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除された事実については認められない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間における賞与支払届が提出されていない旨回答しているところ、同健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳には、申立期間の賞与の記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月25日
A社に勤務していた申立期間において、年金事務所から年金記録に反映されていない賞与の支払があった可能性があるとの通知を受けたので、年金記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の閉鎖事項全部証明書によると、23 年 9 月 * 日付けで清算が終了し、閉鎖となった旨登記されていることが確認でき、申立人の申立期間における賞与支払及び保険料控除の事実について確認することができない。

また、A社の元代表清算人から提出された関連資料（会計・人事システムからの抽出データ及び金融機関への伝送データ等から作成したとする資料）によると、申立人が、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除された事実については認められない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間における賞与支払届が提出されていない旨回答しているところ、同健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳には、申立期間の賞与の記録は見当たらない。

加えて、申立期間である平成 16 年 8 月 25 日は、申立人がA社に入社した同年 8 月 23 日の 2 日後であることから、申立人が賞与の支給対象者であったとは考え難い。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。